

監 査 報 告 書

学校法人東京キリスト教学園

理事会御中

評議員会御中

2014年5月20日

学校法人東京キリスト教学園

監事 横山 武 ㊟

監事 長橋 和彦 ㊟

私たちは、東京キリスト教学園の監事として、私立学校法第37条第3項および学校法人東京キリスト教学園寄附行為第16条の規定に基づき、同学園の2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）における業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

1 監査方法の概要

私たちは、理事会および評議員会に出席するほか、理事等から業務執行の報告を聴取し、かつ関係書類を閲覧して、業務ならびに財産の状況を調査しました。

財産状況については、会計監査人（長谷川公認会計士）から報告および説明を受け、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）等の監査を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 監査の結果、私たちは上記の計算書類は、東京キリスト教学園の2014年3月31日現在の財産状況および同日をもって終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めました。
- (2) 学校法人の業務ならびに財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 2013年度は大学院博士後期課程の設置が認められ、開学以来目指してきた形が完成したことを評価します。現中期計画の当初方針の一つである帰属収支均衡達成の目標を堅持し、新入生の確保に引き続き注力することを期待します。

以 上